

# 大阪臨海アイスホッケークラブ規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、大阪臨海アイスホッケークラブ（略称 臨海クラブ）と称す。

(所在地)

第2条 本クラブの所在地は、大阪府立臨海スポーツセンター（住所：大阪府高石市高師浜丁6-1）内、クラブ室とする。

(連絡先)

第3条 本クラブ連絡先については、主務宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本クラブはクラブ員のアイスホッケー競技を通じて、心身向上と技術向上、融和及び相互啓発をはかることを目的とする。また、全関西実業団アイスホッケーリーグ戦に於いて優秀な成績を残すために努力することを目的とする。

(事業)

第5条 本クラブは、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 一 全関西実業団アイスホッケーリーグ戦への参加
- 二 技術向上に向けた練習の実施
- 三 クラブ員の融和を目的としたレクリエーションの企画及び運営
- 四 その他本クラブの目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本クラブの資産は、クラブ員からの部費及びそれに付帯する雑収入とする。

(資産の管理と支弁)

第7条 本クラブの資産は主務が管理し、本クラブの業務遂行に要する経費は同資産をもって支弁する。

(収支決算)

第8条 本クラブの収支決算はチーム代表が作成し、毎事業年度終了時の納会にて承認をえなければならない。

2. 年度繰越金が発生した場合においても、同納会にて承認をえなければならない。

(事業年度)

第9条 本クラブの事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる事とする。

(※平成24年度改定)

## 第4章 組 織

(所属団体)

第10条 本クラブは、大阪府アイスホッケー連盟に所属する。

(チーム構成)

第11条 本クラブは、クラブ員数により複数チームを運営することし、新たにチーム数の増減を行う場合は、大阪府アイスホッケー連盟の承認を受けてリーグ戦への加盟・脱退を行うものとする。

## 第5章 幹 部

(幹部)

第12条 本クラブには、次の幹部を置く。

- 一 チーム代表 (以下代表)
- 二 主務
- 三 監督 (各チーム1名)
- 四 キャプテン (各チーム1名)

(幹部の選任)

第13条 代表・監督及び主務は、総会に於いて本クラブ員が選出する。

2. 代表及び監督は、相互に兼ねる事が出来る。
3. キャプテンは、代表が委嘱する。

(代表の任務)

第14条 代表は、本クラブの業務を総理し、本クラブを代表する。

(主務の任務)

第15条 主務は、代表と協議しながら本クラブの円滑な運営に向け次項の業務を行う。

- 一 会計業務
- 二 連盟との連絡
- 三 練習場の確保
- 四 その他本クラブ運営に関わる業務

2. 主務は、自分の権限範囲内において副務を任命することが出来る。

(監督の任務)

第16条 監督は、練習運営に対する助言及び試合時にベンチワークを行う。

- 一 練習時の補佐
- 二 試合時のベンチワーク
- 三 コーチ（各チーム若干名）の指名

(キャプテン及び副キャプテンの任務)

第17条 キャプテンは、代表と協議をしながら本クラブの円滑な運営に向け次項の業務を行う。

- 一 練習時の進行
- 二 副キャプテン（各チーム2名）の指名

(幹部の任期)

第18条 本クラブの幹部の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. ただし、代表の任務遂行が不可能になった場合、代表若しくは幹部会が指名した者が代表代行として本クラブの業務を遂行し、当該する期間が終了した後に速やかに新たな代表を選出し、解任となる。

(幹部の解任)

第19条 幹部は、次の各号に該当するときは、クラブ員の4分の3以上の賛成により、幹部決議にて解任することが出来る。ただし、この場合幹部会で決議する前にその幹部に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他幹部たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## 第6章 クラブ員

(クラブ員定義)

第20条 クラブ員とは、本クラブに所属する全構成員とする。

(遵守事項)

第21条 クラブ員は、次の号を遵守して本クラブ運営に協力しなければならない。

- 一 規定の部費をクラブに納金し、滞納等クラブ運営に迷惑をかけない
- 二 練習、試合、試合当番、会議等には必ず参加し、欠席する場合は原則所属チームキャプテンに連絡しなければならない
- 三 代表以下クラブ幹部の指示に協力し、クラブ運営の規律を乱してはならない

(入部事項)

第22条 入会の資格は規約第21条を遵守出来る者とし、その他年齢、経験、性別及び国籍等を一切問わない。

2. 入部の承認は、代表・主務及び当該チームの監督、キャプテンで行う。
3. 入部に際しては、一定の入部金を支払わなければならない。
4. 移籍入部の場合は、移籍承諾書の受理を必ず行う事とする。ただし、過去1シーズンの間に他チームに所属していないものはこの限りではない。

(選手登録)

第23条 クラブ員については、本クラブの所属部員として日本アイスホッケー連盟に対し選手登録を行う。

- 一 ただし、年度当初より12月分までの部費を同年8月20日までに払わないものは、全関西実業団アイスホッケーリーグ戦 前期リーグにおける選手登録を行わない。
  - 二 また、年度当初より年度末までの部費を同年12月31日までに支払わないものは、全関西実業団アイスホッケーリーグ戦 後期リーグの出場を認めない。
2. それぞれの納金する額については、年度当初の総会によって定める。
  3. 途中入部はこれに限らない。

(※平成30年度改定)

(休部事項)

第24条 本クラブにおいて競技継続の意思があるものの、一身上の都合により競技の継続が不可になったものを休部者と定義する。

2. 休部の承認は、代表・主務及び当該チームの監督、キャプテンで行う。

(復部事項)

第 25 条 以前本クラブに所属し、5 年以内に再度入部する者を復部者と定義する。

2. 復部者は、入部金を支払う義務を負わない。
3. 復部の承認は、代表・主務及び当該チームの監督、キャプテンで行う。

(退部事項)

第 26 条 以下の号に当てはまる者を退部者とし、退部の承認については幹部会にて行うものとする。

- 一 本クラブで競技継続の意思が無い者
  - 二 第 21 条を著しく違反する者
2. 退部者の部費及び登録料等の未納分は、幹部会の指示に従わなければならない。
  3. 他クラブへの移籍意思がある場合も同様に幹部会を開催し、その承認をもって当該クラブ員の移籍承諾書への署名を行う。ただし、否認されればその限りではない。

## 第 7 章 会 議

(会議種別)

第 27 条 本クラブには、次の会議を置く。

- 一 幹部会
- 二 納会
- 三 総会

(幹部会)

第 28 条 幹部会は、定期幹部会及び臨時幹部会とし、定期幹部会は年 3 回開催する。

2. 臨時幹部会は必要に応じ、代表が召集しこれを開催する。
3. 幹部会は幹部在任数の半分以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することが出来ない。
4. 幹部会の議長は代表がこれにあたる。
5. 幹部会はその出席構成員の過半数の議決による。
6. 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
7. 議事進行にあたる総会議長は幹部会で決める。

(総会)

第 29 条 総会は、定期総会及臨時総会とし、定期総会は年 1 回開催する。

2. 総会の開催要件は、クラブ員の過半数とし、事情がある場合は出席者に議決権

を委嘱することが出来る。

3. 総会の議事は、議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 定期総会については、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 規約の改廃
  - 二 幹部の改選
  - 三 部費の金額
  - 四 その他、本クラブ運営に関わる事項
5. 臨時総会は、重要な事項を審議する場合、クラブ員の 3 分の 1 以上の要請若しくは代表の召集により開催する。

(納会)

第 30 条 納会は、年 1 回開催する。

2. 納会の議長は代表がこれにあたる。
3. 納会は、次年度総会との同時開催を可能とする。

## 第 8 章 附 則

(施行時期)

第 31 条 本規則は、2009 年 4 月 1 日から実施する。また、必要に応じ改定を実施する。